



由布ならではの移住・定住プロジェクト

【由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金活用事業】

【フラット35】地域活性化型（U I Jターン）制度

【フラット35】地域活性化型（U I Jターン）制度とは、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して行う、全期間固定金利の住宅ローン（フラット35）と自治体のU I Jターン（移住）施策とを組み合わせ、当初の5年間に限り金利優遇が受けられる制度です。

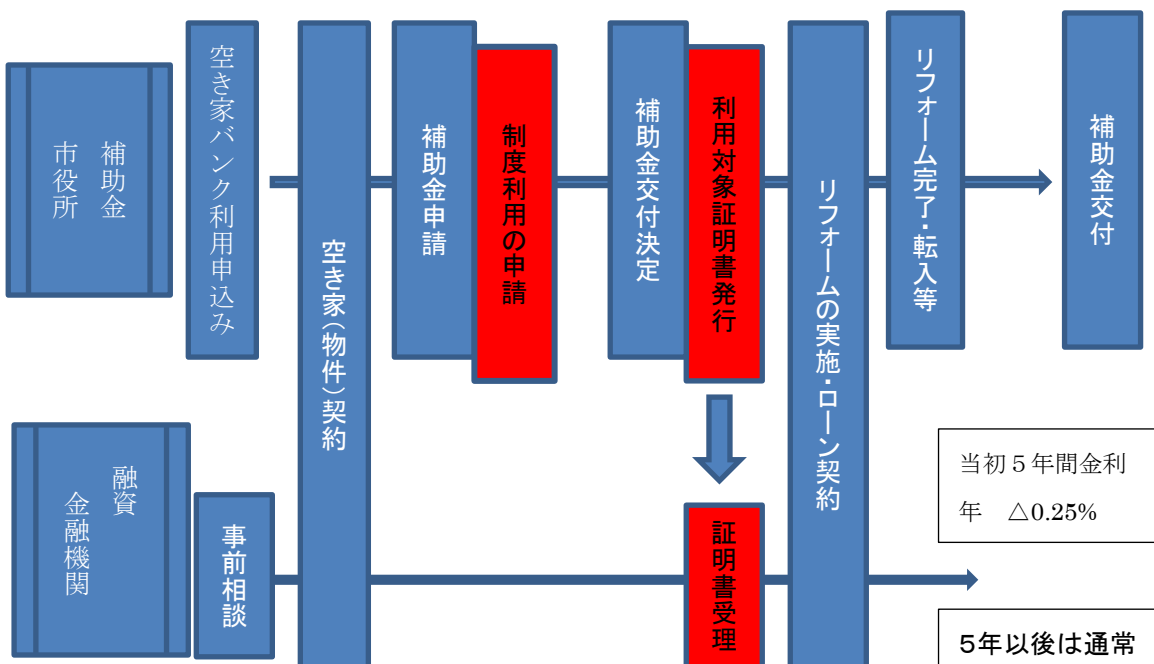
由布市では、平成29年9月15日に住宅金融支援機構と協定を締結し、本制度の利用が可能となりました。

制度対象（一部抜粋）

- ①由布市外からの移住であること
- ②由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金※の申請受理がされていること
※空き家を購入する場合のみ対象です。賃貸契約は対象外です。
- ③フラット35での融資契約前であること（申請及び審査までは可）
- ④住宅の取得前であること

制度内容 フラット35のお借入金利から、当初5年間 年 0.25% 引き下げ

由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金とフラット35の基本的な手続きの流れ



※融資内容等については、最寄の金融機関または住宅金融支援機構 HP 等でご確認下さい。

【お問合せ先】由布市役所 総合政策課 T e 1 097-582-1111 (内 1242)